

伊予三島ロータリークラブ



伊予三島RC30周年記念時計塔
伊予三島運動公園「産土の塔」

世界へのプレゼントになろう

Be a gift to the world

Kawii

2015～2016年度国際ロータリー会長

事務局 四国中央市金生町下分865 四国中央商工会議所内
http://www.iyomishima-rc.jp TEL (0896) 58-3530
E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp FAX (0896) 58-6294
例会 金曜日 12:10～13:10
■会長/中野 哲 ■幹事/山内一正 ■広報委員長/園部忠幸

No. 4 8
平成 28.5.27
第 2 9 8 8 回

卓 話 (内部)



藤 田 浩 晃

1 はじめに

専門分野は何ですかとよく聞かれますが、1つ・2つの分野に特化して仕事をしているというわけではありません。相談に来られた方から仕事を受けていくという状況です。その中でも、事務所を開設以来、刑事・債務整理・離婚・交通事故というのは基本的に途切れることなく受任していると思います。

2 本日のテーマ

今回は初めての卓話ということで、よくやっているこれらの分野から選んでお話をしたいと思います。私は6月に松山で裁判員裁判の事件を担当します。そのうえ、裁判員裁判が開かれると愛媛新聞の4、5面のどこかに小さく記事になります。そのため、記事を見られた時に思い出していたらと思い、今回は裁判員裁判についてお話ししたいと思います。

3 警察に逮捕されてから

まず、逮捕されてからどのようになるのか簡単にお話をしたいと思います。逮捕され、警察官が留置の必要があると判断したときには48時間以内に検察官に身柄を送致しなければいけない(刑訴法203条1項)とされています。検察官は身柄を受け取った後、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求をしなければいけないとしています(205条1項)。この期間は、裁判所に対して不服申し立てを行うことができません。

その後、裁判官が勾留をするかどうかを決めることになります。勾留するためには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、①定まった住居を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき、のどれかの要件を満たしている時に勾留されることになります(60条1項)。基本的に検察官が勾留請求をした時には90%以上の割合で認容されていると言われています。勾留の期間は10日(208条1項)、但し、「やむを得ない事情があるとき」はさらに10日延長されることになります。勾留については、準抗告という不服申し立てが法律上手段として認められています(刑訴法429条)。

なお、ニュースなどでよく保釈という言葉が聞かれますが、保釈請求をすることができるのは公訴提起された後であり、この段階ではすることはできません(刑訴法207条1項但書)。

4 公判前整理手続

起訴されても直ちに裁判がおこなわれるわけではありません。新聞を見て頂いたらわかると思いますが、裁判が行われるのは事件を起こしてから半年以上たっていると思います。

この期間に充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように公判前整理手続(刑訴法316条の3)というのをしています。具体的に言えば、まず、検察官は証明予定事実を記載した書面を出します。そのうえで、証明予定事実記載書面に書かれた事実を証明するための証拠を請求します。そのうえで、ここで開示された証拠を弁護人に開示をします。

弁護人は証明予定事実記載書面や開示された証拠、検察官に対して開示請求したうえで開示した証拠を検討したうえで、検察官が請求する証拠に対して証拠意見を述べ、同時に自分たちの主張する事実を明示します。このやり取りを繰り返すことで、どこが争点になっているのかが整理されることとなります。

5 裁判員の選任手続(公判の1週間くらい前)

当該裁判で裁判員を担当する人を決める手続はだいたい裁判が始まる1週間くらい前に行われます。その裁判員を選ぶ手続を説明したいと思います。

まず、前年の11月くらいに裁判員候補者名簿というのを裁判所が作成します。そのうえで、裁判員候補者に選ばれたということを知する書類が送られてきます。そこで、自分が翌年に裁判員になる可能性があるというのがわかります。

その候補者名簿の中から事件ごとに裁判員候補者を選びます。裁判員を選任する手続の6週間から8週間くらい前に当該事件の裁判員候補者に選ばれたこと及び選任手続の期日の通知が来ます。裁判員候補者に選ばれると原則として辞退をすることはできませんが、70歳以上の人や重い病気やけがをしている人、もしくはその付添をしている人など一定の事由があれば辞退することができます。仕事が忙しいという理由だけでは認められませんが自分で処理をしなければ事業に著しい損害が生じてしまうと裁判所が認めた事由がある場合や自分自身や周りの人に経済上の重大な不利益が生じると裁判所が認めた場合には自らが認められます。なお、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないとされています(裁判員法100条)。

呼出しを受けた裁判員候補者は選任手続の期日に出頭しなければいけない(裁判員法29条)となっています。辞退の申し出をしたい人は辞退の申し出をすることになります。そのうえで、裁判長が個別に質問したうえで辞退の事由があるかどうかを判断します。また、裁判員候補者の中から検察官及び弁護人も4人までは理由を付さずに不選任の請求をすることができます(裁判員法36条)。

残った人の中から6人の裁判員及び2人の補充裁判員を選びます。

6 公判手続

公判について、起訴状記載の内容に争いのない事件だと公判期日が2日間くらい行われます。その後、評議と言って裁判官と裁判員で評議する期日が1日くらいあります。そして、判決になります。争いのない事件だと判決は10分くらいで終わります。公判期日で何をしているのか大まかな流れを話していきたいと思います。

まず、冒頭手続という手続が行われます。まず、人定質問と言って、裁判所にいる人が本当に被告人なのかを確認する手続です。その後、起訴状朗読、黙秘権告知、被告人および弁護人の意見陳述が行われます。

その後、公判前整理手続の結果を明らかにするという手続が行われます（刑訴法316条の31）。

この手続が終わった後、証拠調べ手続に入ります。証拠調べのはじめに検察官は証拠により証明すべき事実を明らかにする必要があります（刑訴法296条）。その後、弁護人も同じ手続を行います。

次に、検察官が裁判所で取り調べるように請求をした証拠の取調べが行われます。書証は朗読され、証人は質問に答える形で述べることになります。その後、弁護人が請求した証拠についても同様に取調べた後、被告人質問が行われます。

最後に、検察官が意見を陳述する論告が行われます。この時に検察官の求刑も行われます。検察官の論告が行われた後、同じように弁護人も意見を述べます。裁判員裁判では、弁護人も同じように刑の意見を具体的に述べる人が多いです。弁護人が意見を述べた後、被告人が最終陳述を行い、事件は終了します。

そのうえで、判決ということになります。

7 最後に

刑事手続の流れとしては以上ようになります。端折って説明していますが、大学の刑事訴訟法の講義ではないですし、大体の流れをわかっただけだと思います。

第2988回 例会 記録 平成28年5月27日

開会 中野 哲 会長

出席報告

出席会員（35名中） 26名
出席率 74.29%
第2986回修正出席率 91.43%

会長の時間

○地区大会表彰記念品

・地区大会登録優秀クラブ

・R財団地区奉仕賞受賞

西岡 孟様、合田節男様、
森川教義様、大西直方様

○定例・新年度理事会報告

・6月度プログラムについて 承認

6/3 社会奉仕委員会

6/10 プログラム・出席委員会(次期プログラム発表)

6/17→12日(日)に変更

親睦委員会「下期親睦家族会」

6/24(夜)会長・幹事退任挨拶・

クラブアセンブリー、定例理事会

・新年度上期プログラムについて 承認

幹事報告

・ガバナー事務所 ～

①地区大会ご参加のお礼

②地区大会表彰記念品のご送付について

③ロータリー・レートのお知らせ

(6月 1ドル=110円)

④第2580地区東京麹町RC様よりいただいた冊子

(エンド・ポリオの活動に従事された二人の会員の話)

・例会変更通知

(川之江)

①日時 6月28日(火) 夜間例会

②日時 7月 5日(火) 夜間例会

場所 細川

例会行事

卓話(内部)

『(裁判の流れについて)』 藤田浩晃 会員

ニコニコ紹介

大西直方君～表彰の記念として

ニコニコ入れます。

6月10日プログラム予定

プログラム・出席委員会
(次期プログラム発表)